

平成 28 年台風第 10 号に係る環境省の対応について (災害廃棄物等関係)【第 1 報】

1. 環境省の対応状況

- 8 月 31 日
- 各地方環境事務所に対して被害状況の収集を指示
 - 北海道及び東北地方環境事務所に災害対策本部を設置
 - 政府調査団に担当官を派遣し、被害状況を調査（岩手県）
 - 「災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用」について事務連絡を発出
 - 「災害廃棄物に関する害虫・悪臭対策等の留意事項」について事務連絡を発出
 - 「水害による災害廃棄物処理の留意点」について事務連絡を発出
- 9 月 1 日
- 政府調査団の担当官が、岩手県久慈市及び岩泉町の被害状況を調査
 - 北海道地方環境事務所職員が、北海道南富良野町の被害状況を調査
 - 地方環境事務所職員及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-net）の専門家を現地（北海道庁及び岩手県庁）に派遣し、仮置場の設置・管理など、災害廃棄物処理に関する技術的助言・支援を行う
 - 環境省ホームページに、「平成 28 年台風第 10 号における災害廃棄物対策について」として対応状況を掲載

2. 今後の対応

- 今般の大雨等により発生した災害廃棄物について、処理方法等に関する技術的助言を行うとともに、上記補助金により被災市町村への財政支援措置を行い、処理が円滑に進むよう支援を行う。